

第5回統合新校推進協議会 資料2 令 和 4 年 8 月 1 8 日 統合新校推進協議会事務局

令和 4 年 8 月〇日

目黒区教育委員会教育長 関 根 義 孝 様

> 第七中学校·第九中学校 統合新校推進協議会 会長 松本 猛

# 統合によって新設する中学校の位置、通学区域及び目指す学校像の協議結果について(報告)

第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会では、目黒区教育委員会教育長からの委嘱を受け、令和4年4月20日から8月18日までの間に5回の協議会を開催し、統合によって新設する中学校(以下、「新校」という。)の位置など、統合に関する基本的事項について順次議論を重ねてまいりました。

この度、下記のとおり、統合に関する基本的事項のうち、新校の位置、通学区域及び目指す学校像について協議を取りまとめましたので、第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会設置要綱第9条に基づき、報告いたします。

なお、結果の報告にあたり、協議会における議論を踏まえた留意事項を付記しておりますので、 教育委員会としてご一考いただくようお願いいたします。

他の協議事項につきましては、引き続き協議のうえ、まとまり次第報告をさせていただきます。

記

### Ⅰ 新校の位置及び通学区域について

#### (1)協議結果

新校の位置については、現在の第九中学校の校地とし、通学区域は第七中学校と第九中学校の通学区域を合わせたものとすることが望ましいことを確認しました。

なお、区立中学校統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(令和3年 12月目黒区教育委員会)によれば、令和7年4月に新校を開校してから、新校舎が現在の 第九中学校の位置に建設され、移転するまでの期間は、現在の第七中学校の校地が新校の 位置になると認識しています。

### (2) 理由

第七中学校、第九中学校のいずれの校地が新校の位置になった場合でも、通学の条件では大きな差がなく、より良い教育環境を整える観点から校地・校舎等の条件を優先的に考え、敷地面積の広さなどから現在の第九中学校の校地を新校の校地として活用することが適当であると考えました。

#### (3) 留意事項

新校において生徒の充実した活動場所やスペースの確保を図るため、グラウンドや学校施設の整備の工夫、統合後の跡地・跡施設や周辺施設の部活動等での活用等の最大限の努力をしていただくよう要望いたします。

### 2 新校が目指す学校像について

### (1)協議結果

両中学校の教員及び教育委員会事務局職員からなる準備組織において検討を進めている以 下の目指す学校像(案)を基本として、新校の学校づくりを進めていくことが適当であると考えます。

(第5回協議会での協議結果を以下に記載する)

### 目指す学校像(案)

### 学校づくりの視点 (案)

生徒が多様なひとびとと 出会い、協働して新たな 価値を創造する学校 (生徒を中心とした視点)

- ・ダイバーシティを実現し、関わりを大切にした学習活動の充実
- ・豊かな心を育成する人権教育、道徳教育の推進
- ・実社会で生きる力をはぐくむ自発的、自治的活動の推進

生徒一人ひとりの豊かな 可能性を引き出し、しなやか に生きる力をはぐくむ学校 (教職員を中心とした視点)

- ・ウェルビーイングを実現する、生徒も教員も活力あふれる 教育課程を編成
- ・学ぶ意欲を高め、学びを深める先端技術の活用
- ・国際社会で活躍する人材を育てる国際理解教育の推進、 コミュニケーション能力の育成

地域とともに育ち、 地域に支えられ、 地域を支える学校 (地域を中心とした視点)

- ・地域運営を支える教育活動の推進
- ・地域や社会の教育力を活用した小中連携、企業連携の推進
- ・夢や希望をはぐくむキャリア教育や体験学習の充実

### (2) 留意事項

新校が望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」となるよう、第七中学校と第九中学校のこれまでの良き校風や伝統、教育活動を継承しつつ、これからの学校教育に求められる新しい学び等に取り組み、新しい学校の姿を築いていくことに最大限の努力をしていただくよう要望いたします。

また、統合により学区域は広がりますが、目指す学校像にもあるように、これまでの両校が培った地域との連携を基盤とし、「地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校」となるよう、 更なる地域との連携・協働を図るよう要望いたします。

### 3 各委員からの意見・要望について

本協議会において各委員からこれまでに寄せられた意見・要望は別紙のとおりです。 教育委員会においては、今後の検討にあたって、これらの意見・要望を参考にしていただきますようお願いします。

### 会 議 録

名 称	第1回第七中学校·第九中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年4月20日(水)午後7時から午後8時
会場	第七中学校体育館
出席者	41名
出名義のおうなのでは、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	1 開会 2 委嘱状の交付 3 教育長あいさつ 4 協議会についての説明 協議会の設置目的及び協議事項等について、資料1「統合新校推進協議会について」、資料2「第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会委員名簿」により事務局が説明を行った。また、参考資料として資料3「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して(令和3年12月」、資料4「第三中学校・第四中学校の統合新校整備方針(平成25年3月)」を配付した。 5 会長の選出 要綱第5条の規定に基づき、会長を互選し、松本猛委員(向原住区住民会議)を選出した。 6 副会長の選出 要綱第5条の規定に基づき、副会長3名を互選し、地域・保護者・学校それぞれから以下の委員を選出した。 日暮高久委員(碑住区住民会議)梅井泰委員(原町小学校PTA)金子弘樹委員(第七中学校長) 7 議題 (1)会議の公開等の取り扱いについて資料5「会議の公開等の取り扱いについて資料5「会議の公開等の取り扱いについて資料5「会議の公開等の取り扱いについて資料5「会議の公開等の取り扱いについて方とおり決定した。また、5名の方から傍聴申請があり、同議題の決定後に傍聴を許可した。
	(2) 幹事会の設置について 要綱第7条の規定に基づき幹事を置くこととし、幹事会の設置及

び運営については、資料6「幹事会の設置について」のとおり決定した。また、学区域及び地域・保護者・学校の3者のバランスを考慮し、以下8名の委員を選出した。

今井 礼子 委員(月光原住区住民会議、清水町会)

島崎 孝好 委員 (原町西町会)

西尾 幸司 委員(第七中学校PTA)

三輪 恵美子 委員(第九中学校PTA)

飛彈 拓治 委員(碑小学校PTA)

鴻野 祐子 委員(第九中学校長)

村尾 勝利 委員(向原小学校長)

衣非 まさ子 委員(月光原小学校長)

質疑等は特になし。

- (3)協議会の運営及び日程等について 資料7「協議会の運営及び日程等について」のとおり決定した。 質疑等は特になし。
- (4) その他

第2回協議会は、5月26日(木)午後7時から第九中学校体育館で開催することとした。

8 閉会

## 会 議 録

名 称	第2回第七中学校·第九中学校統合新校推進協議会
日時	令和4年5月26日 (木) 午後7時から午後8時 
会 場	第九中学校体育館
出席者	40名
会議の 会議の が 主な 発言	2 区立中学校の統合方針に係る説明について (説明概要) 協議の参考として活用する資料として、資料1「区立中学校の生 徒数の状況及び具体的な統合策等について」、資料2「統合方針改定案説明会及び意見募集の実施結果について」、資料2-2「統合方針改定案に係る質疑・意見等の概要(新設中学校の位置・通学区域・通学方法抜粋)」を配布する。 資料1は、統合方針から区立中学校の生徒数の状況及び具体的な統合策等のデータ等を抜粋し、令和4年度の速報値等を追加した資料である。また、資料2は、昨年行った統合方針の定に係る説明会と意見募集の実施結果をとりまとめた資料であり、資料2-2は、その実施結果から統合新校の位置及び通学区域に係る内容を抜粋したものである。  3 統合新校の位置及び通学区域について (説明概要) 統合による新設中学校の位置を決定する際の重要な要素としては、敷地の広さや形状、どのような学校施設が建てられるかといった、校地・校舎等の条件と、通学距離や時間等の通学の条件を考慮することが必要となる。各校の敷地の状況及び各校の校地を新設中学校の位置とした場合の通学時間等について説明させていただく。  ○ 第七中学校敷地・第九中学校敷地の比較 資料3「第七中学校・第九中学校敷地の比較 資料3「第七中学校・第九中学校敷地の比較 資料3「第七中学校・第九中学校敷地の起較 資料3「第七中学校・第九中学校敷地の起較 資料3「第七中学校・第九中学校敷地の起較 資料3「第七中学校・第九中学校敷地の規模の新校舎が建設可能 かの検討内容を事務局から説明。 第七中学校は、周辺道路が広く、敷地と道路の高低差もなく概ね平坦で道路からのアクセスが良い点がある。第九中学校は、周辺道路の幅員が狭いため大型車両の通行が困難で、道路との高低差があるため道路からのアクセスに制限があるが、敷地面積は第七中学校よりも広い。

両敷地において、どれくらいの規模の校舎を建設することが可能かを検討した。検討に当たっては、目黒区では望ましい学校規模を11学級から18学級としているため、仮に18学級規模の学校を想定した。その他、屋内運動場、武道場、プール等を想定した。検討の結果、両校の現行のグラウンドの広さを概ね維持しつつ、どちらの敷地でも、18学級規模の校舎を建設することが可能である。

○ 第七中学校地・第九中学校校地の通学条件比較 資料4「統合による新設中学校の位置及び通学時間等について」に より事務局から説明。

統合する各校の通学区域を合わせた区域の小中学生人口において、全ての小中学生が通学範囲内となる通学時間は、試算上では、新設中学校の位置を第七中学校とした場合も第九中学校とした場合も徒歩25分圏内となる。いずれを新設中学校の位置とした場合も、これまでの統合新校である目黒中央中学校や大鳥中学校等と比べても通学区域の広がりは大きくならない。なお、通学時間については、一般的な歩行速度である分速80m程度で計算している。

両校の通学条件の比較としては、第七中学校を新設中学校の位置とした場合では、徒歩15分圏内の近距離の小中学生人口が多い。一方で、第九中学校を新設中学校の位置とした場合では、徒歩20分圏内で通える小中学生人口が若干多く、最長地点までの通学時間が少ない。このような状況から、通学条件により新設中学校の位置を判断するのは難しいと考えている。

通学負担の緩和措置として、目黒中央中学校の統合において講じた公共交通機関等の交通費補助基準(通学距離2km超、かつ徒歩30分超)に該当する区域は生じないが、統合による通学区域の広がりを考慮し、個人ロッカーの設置等について検討していく必要がある。なお、交通費の補助基準とは別の話だが、通学時の公共交通機関の利用については現状も必要に応じて認めている。

### 【質疑・意見】

- 第二体育館のように体育館を二つ作る予定はないか?統合して生徒数が増えれば、各部の部員も増え、体育館一つでは活動がままならなくなるのではないか。
  - ⇒ 体育館を含めた具体的な学校施設の整備内容は、今後決めていく 予定である。現在のシミュレーションでは、体育館は現状の1.5倍程 度の面積とし、新たに武道場を仮配置して検討したものだが、両校の 敷地に配置できることが確認できている。なお、校舎を広くするとそ の分校庭が狭くなる関係があるので、バランスを取る必要がある。

現在の第七中学校と第九中学校は、過去における生徒数の増加により増築を繰り返した校舎であり、効率的な配置がなされていない。 建て替えで再配置をすることで、現在よりも校舎の延床面積を増や したうえで、グラウンド面積も現状と同程度を維持することができ、 例えば、体育館の面積も 1.5 倍にするという計画ができる。 (会長)

第七中学校、第九中学校の校長先生から校長としてのご意見をいただきたい。

⇒ 生徒が学校で日常的に活動するうえで校庭の広さは非常に重要である。昼休み等で毎日使用し、また体育の授業ではトラックのコーナーが大きい方が怪我につながりにくい。行事や体育祭を実施するに当たっては、安全な広さ、形状のトラックを確保するとともに、その周りに見学者のスペースが十分にあることが大切である。

校舎の形状、教室の配置については、普通教室に午前中から陽が 入る、自然採光が取り入れられることが大切であると考えている。

通学上の安全性の面では、どちらの校地も条件は違うものの、中学生であれば安全性に配慮しながら通学できるものと考えている。通学時間については、隣接中学校に通う生徒がいることを考慮すれば、20分程度というのは体力的にも問題がないと考えられる。

⇒ 計画例はあくまで一例として捉えている。生徒が活動する場所として、体育館やグラウンドの広さというのは重要である。

まず、グラウンドについてだが、区内の学校のほとんどが 150mのトラックであるが、その中でも縦長になっていて、かなりコーナーがきつくなっている学校もある。そのため、できるだけコーナーを大きくとれることを考えていただきたい。さらに最大 18 学級を想定する場合には、トラックの外に6レーン取ることが必要となり、そこから外れるとすぐに校舎にぶつかるような状況では生徒の安全性を確保することができないことから、トラックの周りのスペースについても考慮いただきたい。

先ほど部活動についてのご意見があったが、グラウンド、体育館ともに複数の部活動が使うことが想定されるため、それに必要な広さの確保が必要である。部活動の地域への移行という話もあるが、そういったことも考えると校庭の防球ネットの高さも地域の安全にもつながるので考慮いただきたい。

体育館については、1.5 倍の広さと想定した場合、その 1.5 倍が どのように使われるのかが重要である。様々な活動があるので、倉 庫やステージなどを除いた、実際に活動できるフロアの広さについ て十分に検討いただきたい。

生徒たちが活動するグラウンド、体育館は健やかな体づくりにつながる重要な場所になる。敷地の広さ、向き等様々な制限があるが、可能な限り配慮いただきたい。

- 校地を決めるのは大きな決断となるが、同時に進行している第八中学校、第十一中学校の統合新校がどこに配置されるのかということも判断に関わってくるのかと思う。そちらの協議会の状況を情報提供していただけるのか。
  - ⇒ 2つの協議会が同時進行していること等から、協議会だより、会議

- 録、会議資料については、公表させていただくこととしている。会議録の確認などで一定の時間はかかるが、第八中学校、第十一中学校の協議会の協議状況についても、次回の協議会までには区のホームページにおいて公表していく。また、状況に応じて、資料配付などでも情報提供を行っていきたいと考えている。
- グラウンドの広さが課題であるならば、二校のうち一校の敷地をグラウンドにする方法もあるのではないか。区としては受け入れにくいということもあるとは思うが、意見として伝えておきたい。
- グラウンドの広さが課題として提示されたが、様々な部活動があるなかでグラウンドの形状も重要である。例えば、野球部がある場合には、実際に野球ができる形状なのかという具体的な検討が必要である。また、武道場の設置にしても、以前は体育館に畳を引いて活動していたので、本当に必要なのかは部活動の状況も踏まえて検討していただきたいと思う。
  - ⇒設計はこれからとなるので、ご意見をいただきながら進めていく。
  - (会長)本協議事項における意見として、本日いただいた意見や意見 提出用紙による意見を踏まえて、次回の協議会では、提出された 意見を共有のうえ、引き続き、統合新校の位置及び通学区域につ いて協議を深めていきたい。
  - ⇒ 提出されたご意見については、次回の協議会の中で共有させていただくほか、課題等あれば事務局が整理をし、資料として提供させていただくことも可能でありますので、積極的にご意見いただきたい。

### 4 閉会

第3回協議会は、6月24日(金)午後7時から第七中学校体育館で開催することとした。

# 第2回 第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会後に提出された意見について

## 1 提出意見・質問一覧

意見や質問は提出された順に記載しています。また、提出された意見や質問の団体名・個人を特定するような表現については、個人情報保護等の観点から一部省略しています。

意見	<u> 【や質問は提出された順に記載しています。また、提出された意見や質問の団体名・個人を特定するような表現については、個人情報保護等の観点から一部省略しています。</u>
提出 番号	意見・質問
1	校地決定について、条件を見るかぎり、どちらになっても充分とはいかず、ある程度の妥協をしての決定として受け入れると思う。   校地とならなかったほうの施設をどう活かすかに非常に興味があり、「区全体の施設」となるより、新設校の第2キャンパスのようにしてくれたら良いと思います。そういったことについて   も協議会にかけていただきたいです。
2	教育環境が整っていれば第七中学校・第九中学校どちらでもよい。決定的な強い選択は我々では難しい。跡地は小学校建て替えの種地となるようだが、長い目で見てどんな施設が出来るか非常に興味がある(音楽ホールとか)。清水池公園近辺では、建築する際に池が近いこともあり水が出る。たとえば一階部分を半地下にし、校舎部分を節約できれば広いグラウンドの確保も可能なのではないか。いずれにしても、建築のプロのご意見を先に伺いたい。
3	合併して、新校舎ではない方の施設はどのような物を作るのか、大筋でもわかればと思います。区の施設なのか、売却なのか、学校がなくなった空き地はなにになるのかで、判断材料 としては変わってくると思います。
4	今まで協議会委員の意見を聞くことで進行していますが、基本である子供たちの意見を聞かないことが気になるし、聞かなくては一方的なことになり、目黒区らしい優しさが失われることになります。主役を忘れないように頼みます。 学校統合は一方が残り、一方が無くなるという悪いイメージがあるが、お互いの良いところをどちらも生かす、今までにない統合の仕方として考えられないでしょうか。 運動するための校庭も含め、学びの場としてかなり狭い敷地であるため、せっかく一緒になるのであるなら、一方を学術の場、一方をスポーツの場として残すなど、予算に捉われず、新しい発想で伸び伸びと教育するのも一案だと思います。迎合ではない目黒らしい教育のあり方を出してほしいと思う。子供は、国の将来です。地域から発するのが基本と信じます。
5	
6-1	第九中学校校地だと西小山駅、洗足駅から徒歩で行けて交通の便はよいと思います。今後は全国的に、部活の顧問を外部委託にする傾向もあるようですし。でも生徒側の通いやすさとなると第九中学校校地は目黒区のはじっこなので、また違うかもしれませんが。 合併するにあたり学力に差がないようにしていただきたいです。定期テストの問題の難易度、内申点のつけ方に大きな差が出ないように、連携していただきたいです。
6-2	どちらでも構わない。
6-3	第八中学校、第十一中学校(の統合新校)がどちらになるか、同時に調整してほしい。第七中学校、第八中学校は距離も近く両方統合新校となると通学距離が長いからと隣接学区へ の通学を選ぶことも難しい場合があるのではないか。
7	小中連携を考えると小学校の野球とサッカーくらいはできるようなグラウンド環境が望ましいと思います。 学区を変えることはしたくないのでしょうか。両校から最長の家庭位置ですが、第九中学校校地にした場合、目黒通り沿いが最長ですが、その辺りは別の中学校(大鳥中学校?目黒中央中学校?第八中学校?)でフォローすることは可能なのでしょうか。第七中学校を校地にした場合、洗足駅近辺が最長ですがそこは品川区、大田区になるのでフォローできません。 第九中学校の校地になった場合、第七中学校区の目黒通り近辺の遠い家庭は他の中学校へ行ける暫定的な学区にするのはどうでしょう。ただ、目黒中央中学校にはキャパの問題がある気がしますが。 第九中学校の校地にしたほうが目黒区全体を見るとバランスがいいように思います。第七中学校だと学校が区の真ん中に集まりすぎている気がします。 区の施設を真ん中に集めるのは良いことだと思います。学校こそ目黒区の外側で、第七中学校跡地を区民の集まる施設にするのはどうでしょう。区民施設は中央のほうが使い勝手はいいと思います。バスも通りやすいと思いますので。 第九中学校校地のほうが土地に高低差があるとのことで工事の費用が高くなりそうですが、その分校舎や施設の費用を圧迫するようだと第七中学校校地にしたほうがより良い校舎ができる気がします。それはあくまで校舎だけの話です。ただ、第九中学校校地のほうが敷地面積が広いので、上記の小学生が使えるグラウンドの状況も考えると第九中学校校地のほうが広いのでいい学校になりそうです。そういう意味で費用がどうなるのか気になります。学校統合に関してある程度の予算はとっているとして、高低差の予備工事など予備費でどうにかなるのであれば、第九中学校を校地にしたほうがいいと思います。

q

### 会 議 録

名 称	第3回第七中学校·第九中学校統合新校推進協議会
日時	令和4年6月24日(金)午後7時から午後7時50分
会場	第七中学校体育館
出席者	41名
会議次 会議の まな 発言	2 統合新校の位置及び通学区域について (会長) 前回に引き続き、統合新校の位置及び通学区域について議題とする。 事務局から資料の説明をお願いする。 (説明概要) 前回の協議会において、統合新校の位置を決定する重要な要素である敷地(校地・校舎等)の条件、通学の条件について事務局から説明のうえ、ご意見、ご質問をいただいた。また、協議会後の意見提出において、7名の委員からご意見、ご質問をいただいた。 いただいたご意見等を踏まえ、今回の協議会における議論の要点を明確にするため、幹事会において論点整理を行った。  〇前回の協議会後にいただいたご意見と質問への回答 資料1「第2回第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会後に提出された意見について」により説明。また、ご意見、ご質問に統合後の跡地に関する内容が多くあったため、資料2「統合後の跡地等の活用について」により次のとおり説明。 統合後の跡地については、昨年12月に改定した区立中学校の統合方針において、周辺の小中学校を建替えする際の仮設校舎等としての利用を検討することとしている。また、小中学校の建替えについては、昨年3月に策定した学校施設更新計画において、老朽化を迎える小中学校の学校施設を30年間の長期にわたって順次建替えるいいるが、統合後の跡地については、今後予定している、原町小学校、月光原小学校や周辺の小中学校の建替え時の暫定の校地として利用していくことを検討している。建替え時期や、どの学校の建替えに活用するかは未定だが、南部地区の連新順位が2番目の原町小学校の建替えは、学校施設更新計画の第2期目である令和13年度(2031年度)以降の建替えとなり、また建替えに係る期間は解体を含めると1校につき概ね3年かかるため、少なくても今後10年以上、また、月光原小学校や他の小中学校を考慮するとそれ以上の期間、学校施設更新の

ために跡地活用することを検討している。現時点では、学校施設の建替えによる跡地活用後の具体的な見通しを立てることは難しいため、その後の跡地活用については、その時点における行政需要を踏まえ、効果的・効率的な活用を区長部局と連携し、地域のご意見を伺いながら検討していくこととなる。

なお、小中学校の建替えで跡地活用する時に、建替え前の準備で学校として跡地を使用しない期間も生じる。

前回の大鳥中学校の統合においては、第四中学校跡地について、跡施設の工事が始まるまでの一定期間、跡地・跡施設を大鳥中学校の部活動や学校開放事業に準じた事業等として暫定利用した。今回の統合後の跡地においても、小学校校地としての期間と準備期間では取扱いは異なるとは思うが、一定程度、統合新校や地域による活用も含めて検討していく必要があるものと考えている。

跡地活用は、この協議会の協議事項には含まれていないが、いただいたご意見については、部活動での利用など今後の統合新校の学校運営に一定程度関連することから、協議に関係して出された意見として協議結果に付して報告するという取扱いにしたいと考えており、報告内容については今後のとりまとめの段階で協議していきたい。

○第3回統合新校推進協議会に向けた幹事会における論点整理について

資料3「幹事会における論点整理について」により説明。

第2回協議会での意見とその後に提出された意見のうち統合新校の位置に関する意見を、統合新校の位置を決定する要素である通学の 条件と校地・校舎等の条件に分けて整理した。

表の一番上の全般は、通学の条件および校地・校舎等の条件の両方を含めた総括的な意見と読み取れる内容だが、3人の方からは、どちらが校地になっても受け入れる、教育環境が整っていればどちらでも良い、どちらでも構わないといった意見である。

次の通学の条件については、目黒区の全体の中学校の位置のバランスで第九中学校の位置にした方が良いというご意見はあるが、統合後の通学区域における通学時間・距離については、前回中学校長が述べられたご意見以外は特段のご意見はない。そのため、どちらを校地とした場合も通学時間・距離に大きな差はないといった一定の認識があるものと捉えた。

次に、校地・校舎等の条件については、様々なご意見はあるが基本的には、グラウンドや校舎環境の充実に関することといったところは 共通しているものと捉えた。

このような意見の状況から、幹事会における論点整理では、どちらが校地になった場合でも、通学の条件では大きな差がなく、より良い教育環境を整える観点から、校地・校舎等の条件を優先的に考え、統合新校の位置及び通学区域を決定することが望ましいとし、相対的に敷地の条件に、優位性のある第九中学校を統合新校の校地とすることが望ましいとお示ししたうえで、協議を深めることが適当であるとの

提案であった。

なお、この提案に至るうえでは、幹事会の構成員の方々からは、どちらの場所からも学校がなくなることは寂しい、残念な思いはあるが、どちらかにしていくこととなる。南部地区ないし全体の小中学校の子どもたちのことを考えると学校施設の建替え用地としては、区の中心に近い第七中学校の跡地を活用することが望ましいといったご意見があったことを申し添える。

### 【発言】

- 第七中学校と比較して第九中学校の校地が若干広いということ、 近隣に小学校の多い第七中学校校地の方が小学校の建替えの跡地と して活用しやすいという点から、統合新校の位置の候補としては第 九中学校が望ましいという意見に幹事会から着地したことを報告し ておきたい。
- 一定程度、客観的に判断していかなければならないのかと思う。 中学校の保護者の方から、子どもが統合の話になると口をつぐんで しまうとの話があった。よく話を聞くと、それは自分たちの学校が なくなるのは嫌だからそういう話はしたくないという思いだったと のこと。地域も同様にそういう思いはあるが、どこかでこれを実施 していかなければならないという前提で幹事会での話し合いが行わ れたという経緯だけは補足しておきたい。
- (会長) では、協議会として、第七中学校・第九中学校の統合新校の位置 及び通学区域については、幹事会における提案のとおり、「通学の条件 では大きな差がないことから、校地・校舎等の条件を優先的に考える」 ことが妥当と考え、統合新校の位置は、現在の第九中学校の位置とし、 通学区域は第七中学校と第九中学校を合わせたものとして、今後の議 題を進めていきたいと思う。

### (事務局)

統合新校の位置及び通学区域については、今後、協議結果として 教育長にご報告をいただき、その内容を踏まえて教育委員会において 方針案を策定して、説明会等を行ったうえで決定していく。

#### 3 その他

事務局から以下の2点について情報提供した。

(1) 小学校の児童・保護者向けアンケートの実施について (情報提供概要)

資料4「小学校の児童・保護者向けアンケートの実施について」により情報提供。統合対象校の学区域の区立小学校の児童及び保護者向けに、統合後の学校活動や開校までの取組等に関するオンラインフォームによるアンケートを7月上旬以降に実施していく。

(2) 令和5年4月入学隣接中学校希望入学制度について (情報提供概要) 資料5「令和5年4月入学隣接中学校希望入学制度のご案内」により情報提供。学校統合の取組を踏まえて、例年より申請スケジュールを1か月後ろ倒しにしている。また、今後、各校の受入人数について決定していくが、近年、目黒中央中学校は抽選での受入となっており令和4年度入学において高い倍率となったが、今回も受入人数が厳しくなることが想定される。

### 4 閉会

第4回協議会は、7月19日(火)午後7時から第九中学校体育館で開催することとした。

## 会 議 録

名 称	第4回第七中学校·第九中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年7月19日(火)午後7時から午後7時50分
会 場	第九中学校体育館
出席者	3 9名
会議の 会議の 会議 の が 発 言	1 開会  (会長)まず、南一丁目町会からの選出委員が古山委員から稲田委員に交代となったことを報告する。本日の議題は、「新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業」、「新校の施設整備の方向性」になる。  2 (1)新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業について  【説明概要】 (学校統合推進課長)本日の第4回と次回の第5回の協議会において、統合により新たに設置する中学校の目指す学校像等について協議をお願いする。本日は、教育委員会と第七中学校・第九中学校の教員からなる準備組織で検討してきた目指す学校像の案を説明する。今回の協議会の意見や助言を踏まえ、次回の第5回の協議会までに案に修正を加えて、より良いものにしていきたいと考えている。また、令和7年4月の新校開校までの期間には、新校の目指す学校像を踏まえ、教育活動を、第七中学校・第九中学校で段階的に展開していくことや、統合前から両校の生徒同士の交流事業を実施することを予定しており、その想定についても説明する。説明は、資料1「新校が目指す学校像及び移行期間中の教育活動・交流活動(案)」により行う。まず資料1の4ページ「新校の目指す学校像関係図」により、現在の両校の学校像等について両中学校長的説明した後、新校の学校像等について教育指導課長から説明する。 (第七中学校長)第七中学校では、自立した社会人、社会に貢献できる社会人の育成を目指して教育活動を進めている。そのはとなるのが教育目標であり、自分を律する心、他を思いやる心、心身の健康、この三点を掲げながら、目指す学校像に向けて取り組んでいる。その目指す学校像を含めて教育目標の内容が、新校の目指す学校像の三点に入ってきていると理解している。子どもたちが自立していくためには、より多くの人たちとの出会い、関わり、そして体験活動、

協働作業が必要になっている。

その上で、子供たちは自立した力を高めていくには、クラスだけではなく、やはり上級生や下級生との関わり、地域、保護者との関わり、いろいろな方々との関わりや出会いがあってこそだと考えている。そのような多様な考え方に触れる機会を作るということは、新校の目指す学校像に含まれていると捉えている。

二点目の授業に関しては、本校も授業を大切にしている。授業をするうえで学校の秩序を維持する、授業規律を保つ、生徒理解に努めるということは大切である。本校は特別支援教室の拠点校であることから、配慮を要する生徒への視点を高めながら、授業を進めている。

また生徒理解を深めて、子どもたちの基礎的な知識・技能の習得、 そしてそれを活用できるように、教育機器の活用に取り組んでいる。 その一つが学習用情報端末であり、またこれから期待される先進的な 教育機器の配備なども新校の目指す学校像に含まれている。

三点目の地域に関しては、家庭でしつけ、学校で学び、地域で育つということが言われている。そしてそれが分業、バラバラではなく、連携を深めていかなければならない。地域の中で、子どもたちが活躍できる、そういう学びを学校でやっていきたい。そのためにも、地域の皆様の支援が欠かせない。子どもが育っていくなかで、地域を支える人材になってくれたらと願っている。この視点も新校の学校像には含まれていると思っている。

(第九中学校長) 第九中学校の教育目標は、人間尊重の精神を基調として、未来を切り拓く心身ともに健康な生徒を育成する、自主:主体的・対話的に深く学ぶ、こちらは今年度の重点目標としている。信頼:感謝の心を持ち、互いの違いを認め受け止める。努力:あきらめずに向上心を持って取り組む、の三点を掲げている。

次に本校が目指す学校像は、一番目は生徒にとってどんな学校か、 二番目は保護者にとってどんな学校か、三番目は地域にとってどんな 学校かということが書かれている。目指す学校の根本は活気に溢れ、 保護者や地域に愛される学校である。

具体的には、生徒にとっては授業がわかる・楽しい、自分を生かせる、夢や目標がもてる、信頼する先生や友達がいる学校、保護者にとっては、安心して任せられる、力を伸ばしてくれる、相談ができる、情報が伝わる学校、そして地域にとっては子どもの成長が見られ、協力し合える、地域人材を活用できる、未来の担い手を育成してくれる学校であると考えている。こうした学校像を目指して教育活動を行っている。

新校の目指す学校像については、本校の教育内容と第七中学校の教育内容を加味して検討した。

まず一つ目の、「多様なひとびとと出会い、協働して新たな価値を 創造する学校」については、本校の目指す学校像の、安心して任せら れる、相談できる、情報が伝わる学校、そして、子どもの良さを引き 出す信頼する先生や友達がいる学校といったところが関わっている。 次の二つ目の「一人ひとりの豊かな可能性を引き出し、しなやかに 生きる力を育む学校」については、力を伸ばしてくれる相談できる先 生がいるところが関わっている。

本校では、地域との関わりを大切にしている。特に信頼される学校というところでは開かれた学校を目指している。地域の中で、生徒会中心に生徒たちによるボランティア活動や、今年は避難所訓練を地域の方と合同でしていく予定である。また小中連携を深め、教員同士の繋がりを強くして教育活動を行って、小学校から中学校にスムーズに上がってこられるようにしたいと考えている。

これについては、最後の三つ目の「地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校」となっているが、これは、現在の本校が目指している理想の姿になると考えている。子どもたちが自立して生き抜く力を育むために、さらに未来の担い手を育成するために、素晴らしい地域の人材を活用していきたいと考えている。また、地域の力を借りるだけでなく、子どもたちの力を地域に発揮できるよう、地域とともに育つ学校にしていきたい。

(教育指導課長)新校の目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流活動について説明する。この内容については、両中学校の校長、副校長、教務主任の先生が中心となり、区の職員も加わって検討した内容を教育指導課の方でまとめた。

資料1の項番1「新校が目指す学校像」についてだが、先ほどの両校校長からの説明のとおり、第七中学校と第九中学校両校の教育目標、目指す学校像、重点的に取り組んできた教育活動、生徒への理解などに関する意見を十分に出し合い、話し合って、新校に引き継いでいくこと、発展させていくこと、新たに行うことなどを考え、新校の目指す学校像案とした。

四角囲みの3点が目指す学校像となっており、上から順に、生徒、 教職員、地域、それぞれを中心とした視点からの学校像となっている。 また、それぞれの学校像を実現するために3つずつ学校づくりの視点 を記載している。

学校像の一点目「生徒が多様な人々と出会い、協働して新たな価値を創造する学校」は、生徒に焦点を当てたものになっている。生徒がこれまでよりも多くの友達や教員、広がった学区域の地域の方々といった多様な他者と接し、力を合わせて活動に取り組むことで、生徒一人ひとりが成長できる学校にしていきたいという考えである。

この学校像を実現するための学校づくりの視点の一点目「ダイバーシティを実現し、関わりを大切にした学習活動の充実」は、例えば様々な分野、職業の方を招いて学習活動をしたり、地域の問題解決に地域の方々と考えて実行したりといった、可能な限り多様性を実現した環境において関わりを大切にした学習活動、二点目「豊かな心を育成する人権教育、道徳教育の推進」は、第七中学校、第九中学校が大切にしてきた人権教育、道徳教育を発展的に充実させていくこと、三点目

「実社会で生きる力をはぐくむ自発的、自治的活動の推進」は、例えば生徒会を中心に校則など学校生活について話し合いを重ねるといった自発的自主的活動の推進を掲げている。

学校像の二点目「生徒一人ひとりの豊かな可能性を引き出し、しなやかに生きる力をはぐくむ学校」は、教育活動を組み立てる側の教職員に焦点を当てたものになっている。

これに関する学校づくりの視点の一点目「ウェルビーイングを実現する、生徒も教員も活力あふれる教育課程を編成」は、学校で過ごす生徒や教職員一人ひとりがより良く生きることができるかといったウェルビーイングの考え方を持って学校の教育活動を形作っていくことを掲げている。

二点目「学ぶ意欲を高め、学びを深める先端技術の活用」は、生徒一人ひとりの資質能力の育成について、これからますます進歩が見込まれるICT機器などの先端技術を学習環境に組み込む、例えば生徒一人ひとりの習熟度に応じたAIドリルを進める、ICT機器を使って調べてまとめて発表するといったことが簡単にできるスペースを設けるといった視点を掲げている。

三点目「国際社会で活躍する人材を育てる国際理解教育の推進、コミュニケーション能力の育成」は、例えば東京都英語村「TOKYOGLOBAL GATEWAY」などと連携した取組や、大学と連携して放課後の英語学習教室などの開催といった国際理解教育や英語を用いたコミュニケーション能力を育てる取組を考えている。

学校像の三点目は、地域に焦点を当てたものになっており、「地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校」である。家庭を含めた地域を大切にしていきたいという両校の願いが込められた学校像になっている。

学校づくりの視点の一点目「地域運営を支える教育活動の推進」は、これまで地域と生徒が関わった様々な活動を引き続き大切にしながら、例えば生徒会が中心となって、地域の防災訓練に参画したり、生徒が地域のお祭りなどの行事運営に関わったりするなど、地域運営を支える教育活動を行っていくこと、二点目「地域や社会の教育力を活用した小中連携、企業連携の推進」と三点目「夢や希望をはぐくむキャリア教育や体験学習の充実」には、小学校と連携した生徒や教職員との交流活動、地域の企業に協力を得た職業体験など地域の力を生かした取組など、生徒が夢や希望を育んでいけるような豊かな体験を設定していくことを考えている。

これらの目指す学校像や学校づくりの視点が、新校の学校づくりに あたっての方向性を示したものになり、この方向性を踏まえて、実際 の活動や学習環境について、両校の先生方と具体的に詰めていくこと になる。この後の協議では、この視点が足りないのではないか、こう いった視点を取り入れていった方が良いのではないかといった意見 を伺いたい。

### 【質疑応答】

- 目指す学校像の3番目の地域との関係だが、統合すると地域が広がり、その分関わりが希薄になるのではないかという懸念を持っている。関わる住区、町会が増えることで、子どもの取り合いにならないか。私は、碑住区の取組に参加しているが、第七中学校の生徒にはボランティアなどでお世話になった。これが第九中学校の校地になった場合、距離が遠くなって参加しにくくなり、気持ちも希薄になることが想定されるので、その対策等も含めて考えていただきたい。
- ⇒ (教育指導課長) 統合することで学区域は広がるが、生徒にとっての地元が変わるわけではない。今後もそれぞれの学校と地域で現在行われている取組、活動は新校でも引き続き継続していく。 また、これまで接したことのない地域の方々と新しい学校の生徒たちが接することで関係の広がりが生まれる。距離に負けないつながりが築けるようにしていきたい。
- 資料1の2(2)の交流活動については、令和5年度、令和6年度の両方に部活動交流の記載があるが、合同練習についてはイメージが湧くが、合同部活動とは部活動を統合前に一つにして先行的に活動しようという計画なのか。
  - ⇒ (統括指導主事) 合同部活動や合同練習を具体的にどうするかは今後検討していく。令和5年度の1年生が統合時3年生になるので、集団スポーツであれば同じチームとして活動することになる。それを見越して、一緒に活動できるものはやっていくということを、現時点では考えている。
- 保護者の希望として、令和5年度の1年生は確かに3年生の時に 統合して同じチームとして活動するが、令和5年度に2、3年生に なる生徒たちの中には、自分たちのチームは最後の第七中学校・第 九中学校の看板を背負ったチームである、そういった思いや誇りを 持って活動をしている子たちがいる。そういったことも配慮いただ きたい。
- ⇒ (第七中学校長) 運動部の場合には中学校体育連盟という団体があるが、競技によって合同チームの参加条件が異なってくる。例えば バレーボールであれば、それぞれに6人ずつ部員がいる場合、チームとして成り立っているので、合同チームとしては参加できないことになる。

合同部活動の検討にあたっては、競技ごとに規約を一つ一つ確認して、合同チームとして大会に参加できるのか、合同練習だけになるのかを今後探っていくことが必要である。

文化部についても中学校文化連盟という団体があるが、統一的な考え方があるわけではないので、同様に検討が必要である。

- 部活動については、第七中学校にあって第九中学校にはない部活動、または逆のパターンがある。例えば来年度第七中学校に入学したときに、第七中学校にはなく、第九中学校にある部活動に参加したい場合、第九中学校に通ってその部活に参加することができるのか。
  - ⇒ (統括指導主事) そういったことも可能であれば、一緒に考えていきたいが、現実問題として令和5年度、令和6年度は校舎が別のところにあるため、生徒の移動の課題がある。

できるものはやっていきたいと思うが、全ての部活動で実現する ことができるかは現時点でなんとも言えない。文化部の活動に関し ては、オンラインを活用する可能性はあると思っている。

(会長)本件の議論はここまでとする。本日の意見や児童・保護者向けのアンケート結果等を踏まえ、次回、事務局から内容を整理したものが示されるということなので、引き続き「新校の目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業」について協議を深めていく。

### 2(2)施設整備の方向性

### 【説明概要】

(学校統合推進課長)新校の新校舎の施設整備は建て替えにより行っていくが、どのように建て替えを行うのか、施設整備の基本や一般的な整備の取り組みの進め方について、資料2「新校の施設整備について」により学校施設計画課長から説明する。

(学校施設計画課長)学校施設、いわゆるハード面について、まだ何か決まっている段階ではないので、目黒区が学校施設を建設する際の基本的な視点を説明する。

資料2の1「新校舎整備の基本方針」は小学校と中学校の施設整備をまとめて記載しているため、必ずしも今回の中学校の施設整備に当てはまらない点がある。設計の拠り所となる基本方針は2点あり、一つが(1)の目黒区学校更新設計標準、もう一つが(2)文部科学省の指針等となる。

学校施設更新設計標準は、今後目黒区が学校を建て替えていく際の基本的な視点が、四角囲みの中に、6点示されている。1が教育活動の充実、2はすべての利用者の安全・安心、3は地域の拠点、4が維持管理のしやすさ、5が将来変化への対応、6が適正な施設規模となる。資料の裏面にもう少し詳しく書いたものを記載しており、目黒区のホームページにさらに詳しいものを掲載している。

次に、2点目の文部科学省の指針等について、文部科学省では、新たな学校施設のあり方を検討するにあたって、有識者会議を設け、報告書が本年3月にまとまった。これを受けて学校施設整備指針という施設整備のガイドラインが本年6月に改訂された。これについても、文部科学省のホームページに掲載されている。

別紙「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告【概要】が、有識者会議の報告書の概要であるため、簡単に概要を説明する。

まず第1章「新しい時代の学びの姿」の(2)の点線の四角囲みのところに「学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての子供たちの可能性を生み出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」と記載があり、現在文部科学省が目指している学校の姿となっている。

そういった中で、第2章「学校施設の課題」として、学校施設というリアルな空間、ここでは実空間という表現となっているが、子供たちがともに集い、学び、遊び、生活する学校施設という実空間の役割やあり方、その価値を見直す時期に来ているという記載がある。

そして、第3章「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」で新しい学校を作る際には「Schools for the future」ということで、未来志向で、固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直すという考えにつながってくる。

下段では、学校施設の五つの姿の方向性がまとめられている。左側に樹木の絵があるが、学びを樹木の幹に例えており、柔軟で創造的な学習空間の実現を指す。それを豊かにする二つの要素として、生活と共創という言葉がある。生活とは快適で健やかな学習・生活空間であり、共創とは、地域や社会との連携である。

さらにそれを支える、根っこにあたる要素が安全や環境となり、安全とは、その名のとおり安全・安心な施設としてバリアフリーや避難所機能の充実を指し、環境とは、省エネなどの地球環境に配慮した施設を指すものである。

資料裏面には、より具体的なイメージが掲載されており、これまでの学校施設とは違うかたちをイメージできる。このイラストの中には、中学校とは必ずしも当てはまらないような内容もあるが、こういった場面をイメージしながら計画を進める。

鑑文に戻り(3)新校の設備整備になるが、これらの視点に沿いながら、学校、保護者、地域のご意見を踏まえながら検討を進めていく予定である。

続いて、2「施設整備のスケジュール(予定)」だが、新校舎については、今年度の後半に設計者の選定を行い、令和5年度から6年度に設計を行い、令和7年度から新校舎建設の工事を開始し、令和9年度中に完成となる。また、令和7年度の新校開校から新校舎移転まで活用する既存校舎(暫定校舎)については、今年度に改修内容の検討を行い、来年度に設計、令和6年度に改修工事となる。また、令和5年度中に一部先行する場合もある。

### 【質疑応答】

- 設計者はどのように決めるのか。また第八中学校と第十一中学校 の統合新校とは違う設計者となるのか。
  - ⇒ (学校施設計画課長)設計者の選定方法は、まだ決まっていないが、

これまで区が学校施設建設の設計者を選ぶ方式として多いのは、この敷地で学校を建設することをお示しして、設計の提案をもらうプロポーザル方法というやり方である。その提案を、区の職員、学識経験者も入れて検討し、その中でどの設計者がこの件にふさわしいかを選ぶ。

二校が別の設計者となるのかについてもまだ決定していないが、例えば二校を同一の設計事務所に発注することを条件になると、提案で一校の設計はA設計が、もう一校の設計はB設計が良いという場合にも、同じ設計者にしなければならない状況が生まれるため、別々に提案を受けてそれぞれ事業者を選ぶ方が望ましいと現時点では考えている。

### (会長)

本件の協議はここまでとし、各委員から出された意見等を十分に踏まえながら、今後の新校の施設整備を進めていくということで、事務局にお願いする。

また、協議会の最終の意見の取りまとめは、11月の第7回を予定しているが、本件に係る留意事項等があればその際に取りまとめる。

(学校統合推進課長)施設整備に関して何かご意見等あれば、11月 に予定している協議結果のとりまとめにおいて、留意事項等を含め て教育長に報告するため、今後の協議会でもご意見をお出しいただ ければと思う。

次回は、引き続き目指す学校像等について協議を行う。また、来年度中学校入学の児童の隣接中学校の希望入学制度の申込時期が10月からとなっていることを考慮し、新校の位置と通学区域、目指す学校像については、先行して方針案を教育委員会で決定することから、中間のまとめとして教育長へ報告する報告書の文案の協議を行う。

### 3 閉会

第5回協議会は、8月18日(木)午後7時から第七中学校体育館で開催することとした。

### 第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(令和3年12月21日付け目黒区教育委員会決定)に基づき、目黒区立第七中学校及び第九中学校(以下「該当校」という。)の統合を進めるに当たり、新設する区立中学校(以下「統合新校」という。)に関する事項について協議するため、第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

- 第2条 協議会は、次の事項について協議する。
  - (1) 統合新校の位置
  - (2) 統合新校の通学区域
  - (3) 統合新校の目指す学校像
  - (4)移行期間中の該当校に関する基本的対応策
  - (5) 統合新校の校名の選定に関すること
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、統合に関して協議が必要な事項

(構成)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者につき、目黒区教育委員会教育長(以下「教育長」という。) が委嘱する委員をもって構成する。
  - (1) 該当校の通学区域内の住区住民会議の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の 所属する住区住民会議の構成員に限る。) 4人以内
- (2) 該当校の通学区域内の町会・自治会の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の 所属する町会・自治会の構成員に限る。) 15人以内
- (3) 該当校のPTAの会員 4人以内
- (4) 碑小学校、向原小学校、月光原小学校及び原町小学校のPTAの会員 8人以内
- (5) 該当校の学校長 2人以内
- (6) 碑小学校、向原小学校、月光原小学校及び原町小学校の学校長 4人以内
- (7) 教育委員会事務局職員 9人以内
- (8) 前各号に掲げる者のほか協議会が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、教育長が委嘱をした日から統合新校を設置する日までの間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置き、委員のうちから互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (幹事)
- 第7条 協議会は、協議の効率的な運営を図るため、幹事を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、学校統合推進課が担当する。

(報告)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について協議した結果を教育長に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の意見を聴いて定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

### 第七中学校·第九中学校統合新校推進協議会委員名簿

(\*は重複、敬称略)

	포 ㅁ	(*は重複	
区分	委員	A 31 -31 -	役職 ***
	月光原住区住民会議	今井 礼子	幹事
住区住民会議(4人)	向原住区住民会議	松本猛	会長
	碑住区住民会議	日暮 高久	副会長
	原町住区住民会議	植英俊	
	碑文谷町会	篠永 憲子	
	清水町会	今井 礼子	
	目黒本町東町会	西﨑 髙史	
	目黒本町五丁目西町会	木村 由起子	
	目黒本町五丁目南町会	得永 純次	
	目黒本町北町会	櫻井 静雄	
	向原東町会	今川 昭彦	
町会・自治会(15人)	向原西町会	嶋 和廣	
	月光町会	平井 祥子	
	碑文谷一丁目町会	髙田 好旦	
	南一丁目町会	稲田 芳和	
	洗足二丁目町会	佐藤 順造	
	洗足北町会	林 尚美	
	原町一丁目町会	後藤 有能	
	原町西町会	島崎 孝好	幹事
	第七中学校PTA	西尾 幸司	幹事長
╆╩╬╬┱╸/₄╽\	第七中学校PTA	二見 あかね	
中学校PTA(4人)	第九中学校PTA	三輪 恵美子	副幹事長
	第九中学校PTA	飛永 八恵	
	碑小学校PTA	飛彈 拓治	幹事
	碑小学校PTA	西村 さつき	
	向原小学校PTA	岩冨 孝允	
.I. ***++DT	向原小学校PTA	小島 雅美	
小学校PTA(8人)	月光原小学校PTA	渡邉 知佳子	
	月光原小学校PTA	和田 俊介	
	原町小学校PTA	梅井 泰	副会長
	原町小学校PTA	安宅 麻利	
	第七中学校長	金子 弘樹	副会長
中学校校長(2人)	第九中学校長	鴻野 祐子	幹事
	碑小学校長	鈴木 稔	
J. 241414 = / \	向原小学校長	村尾 勝利	幹事
小学校校長(4人)	月光原小学校長	衣非 まさ子	幹事
	原町小学校長	柏葉清志	
	教育次長	谷合 祐之	
	教育政策課長	演下 正樹	
	学校統合推進課長	関 真徳	
	学校ICT課長	藤原康宏	
教育委員会事務局(9人)	学校運営課長	香川 知子	
	学校施設計画課長	<u> </u>	
	教育指導課長		
	教育支援課長	山内孝	
	統括指導主事	工藤邦彰	
	四日日子工学	上版 计彩	